

7 安総治第215号  
令和8年1月19日

東京都建設業者届出団体各位

東京都都民安全総合対策本部総合推進部  
治安対策担当部長 田邊 雅彦  
(公印省略)

外国人適正雇用推進に関する協力依頼について（依頼）

平素から東京都の事業に関し、ご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、当本部では、出入国在留管理庁、東京労働局、警視庁など関係機関と連携して、外国人不法就労防止対策事業を行っております。

昨今的人口減少に伴う人手不足の状況において外国人材を必要とする分野があることは事実であり、外国人の受け入れにあたっては、外国人の人権に配慮しながら適切な支援を行い、ルールに違反する一部の者に対しては、厳正に対応することが重要です。

外国人の雇用には、在留カードの確認が必要であり、さらに、出入国在留管理庁では、在留カードが偽変造されたものでないか簡単に確認できる「在留カード等読み取りアプリケーション」（別添1）を無料で提供し、外国人の適正雇用を推進しています。

また、外国人の雇入れ又は離職の際には、ハローワークに対する外国人雇用状況の届出が義務付けられています（別添2）。

つきましては、東京都に届出をされている貴団体の加盟者、下請、労働者派遣、請負等契約の相手方が、外国人の方を雇用等する場合には、「在留カード等読み取りアプリケーション」等を活用し、実効性を伴った在留カードの確認、必要な届出義務の履行をしていただくよう周知の徹底にご協力をお願いいたします。

東京都都民安全総合対策本部総合推進部治安対策課（担当：清水）  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎北側34階  
連絡先：03-5388-2279

在留カードの確認を簡単に！



# 在留カード等読み取り アプリケーション

● アプリで在留カードや特別永住者証明書を確認することができます！

● 法令で定めるもの以外に雇用契約や諸取引などの場で、身分確認を行う必要がある場合に利用するものです。



ご利用の際には、名義人本人の同意を得た上で在留カード等の提示を受けることが必要です。



## 使用方法

### STEP 1

在留カード等の名義人本人の同意を得る



### STEP 2

在留カード等番号を入力



### STEP 3

在留カード等を読み取る



### STEP 4

読み取った画像とカード面の記載内容を見比べて、相違ないか確認



注：ICチップが読み取れない場合は、画像確認はできません。

● アプリの入手はこちらから

Windows/Mac版



iPhone版



Android版



※在留カードの券面と読み取った画像が異なる場合や、アプリが正常に作動しているにもかかわらずICチップの情報が読み取れない場合は、偽造の可能性がありますので、お近くの地方出入国在留管理官署に相談してください。

# 知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～



外国人を雇用している事業主の皆さん  
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ  
外国人雇用状況届出を出していますか？



「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」より

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、東京労働局にお問い合わせください。